

「北海道真駒内養護学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要がある。

そこで、本校では「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して以下の「北海道真駒内養護学校いじめ防止基本方針」を策定するものとする。

1 いじめの理解について

(1) いじめの定義【条例第2条】
条例では「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係 ¹ にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。
※1「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。
(2) いじめの内容【具体的ないじめの態様】
○ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ○ 仲間はずれ、集団による無視をされる ○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ○ 金品をたかられる ○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
(3) いじめの要因【いじめの要因を考える際の留意事項】
○ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。 ○ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。 ○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。 ○ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(4) いじめの解消【いじめが解消していると判断する2つの要件】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ防止等の対策組織について

本校は、いじめの防止等の対策のため、以下の組織を特別委員会として置くこととする。

(1) いじめ防止委員会

いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報を基に的確に対応する。

ア 構成

副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、生徒指導主事（中・高）、小学部生徒指導部1名、特別支援教育コーディネーター1名、各学部主事、寮務主任、養護教諭2名、学校医（高野 Dr.）

イ 業務

- ・ いじめ防止等対策方針等、いじめ防止に係る全体計画の立案、検討
- ・ いじめ防止等に関する相談、通報等への対応
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの防止等に係る校内研修を企画、実施
- ・ その他いじめ防止等に係る事項

(2) 拡大いじめ防止委員会

いじめの認知、または重大事態が発生した際に、当該事態に係る対応を的確に行う。

ア 構成

- ・ いじめ防止委員会の構成メンバーの他、校長、該当学年主任、該当学級担任を加える。また、必要に応じてPTA会長や専門家（スクールカウンセラー等）を加える。

イ 業務

- ・ いじめに係る情報があった際、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- ・ その他いじめまたは重大事態に係る事項

(3) いじめの対応の流れ

- ・ 別紙フローチャート参照

3 いじめ防止等のための取組について

いじめ防止等のため、本校では以下の方策を実施するものとする。なお、【 】内は担当する分掌等を表す。

(1) いじめ防止に係わる取組

ア 保健や道徳教育、体験活動等の充実【教務部・支援相談部】

- ・ 児童生徒の発達段階に応じた適切ないじめの防止等に係る指導を実施する（自己肯定感、公共心、道徳心の指導を含む）。
- ・ 日常の学習活動や交流及び共同学習などを通して人間関係の形成に係る指導を意識する。
- ・ 年間指導計画への明確な位置づけ、必要に応じて個別的教育支援計画への位置づけを行う。

イ 児童生徒及び保護者へのいじめ防止に係る啓発活動の実施【生徒指導部】

- ・ いじめ防止等に係る質問紙調査の際に、啓発資料を配付するなど定期的に実施する。
- ・ 全児童生徒へ相談窓口紹介カード等を配布する。

ウ いじめ防止等のための職員研修の実施【管理職、主幹教諭】

- ・ 年2回質問紙調査実施時期に併せてコンパスを参考に、職員に対する研修を実施する。その際には、虐待防止や子どもの基本的人権等についての研修も実施する。

(2) いじめの早期発見に係わる取組

ア いじめ早期発見のための調査の定期的な実施【生徒指導部】

- ・ 年2回所定の様式により実施する。
- ・ いじめ早期発見のための調査結果を石狩教育局と北海道教育委員会に報告する。

イ いじめに係る相談体制の整備【支援相談部】

- ・ いじめに係る相談については、各学部と連携しながらいじめ防止委員会の委員を中心に実施する。
- ・ 相談を受けた委員は生徒指導部長に報告する。生徒指導部長は関係者と情報共有し、管理職に報告する。

ウ いじめ防止委員会の定期的な開催【いじめ防止委員会】

- ・ 各学部及び寄宿舎での情報を交流する。
- ・ いじめ早期発見のための調査結果を共有し、検証する。

(3) その他の取組

ア いじめ防止に必要な教職員の資質向上を図る研修の実施【管理職、主幹教諭】

- ・ 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修を計画的に実施する。

イ インターネット上でのいじめの防止等に係る啓発活動の実施【情報推進部】

- ・ ネットパトロールの定期的実施やネット上（SNS などを含む）のいじめにつながる行為等の啓発活動を実施する。

ウ いじめ等の取組に係る学校評価の実施【総務部・管理職・主幹教諭】

- ・ 学校評価にいじめ防止等の対策への取組についての項目を設定し、学校運営の改善及びいじめ防止基本方針の点検、見直しにつなげる。

エ いじめ認知後の児童生徒への指導【いじめ防止委員会】

- ・ 必要な支援の実施
- ・ 速やかな調査の実施
- ・ いじめを行った児童生徒への指導、再発防止の取組（重大事態の場合や、被害児童生徒の苦痛の程度によっては出席停止や教室の分離など）。
- ・ いじめを受けた児童生徒への心のケアなどの指導、配慮。
- ・ 関係保護者への速やかな情報提供
- ・ 石狩教育局及び北海道教育委員会への報告、関係資料の保存
- ・ その他必要な対応の検討

※ いじめ防止委員会と情報共有・連携しながら担任、学年が中心に指導を行う。

※ 3ヶ月間は様子観察を継続する。

オ いじめ解消の判断【いじめ防止委員会】

- ・ 3ヶ月間の様子観察後、いじめ防止委員会を開催し、いじめの解消を判断する。
- ・ いじめの解消判断後も、当該児童生徒の様子を日常的に注意深く観察していく。

4 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

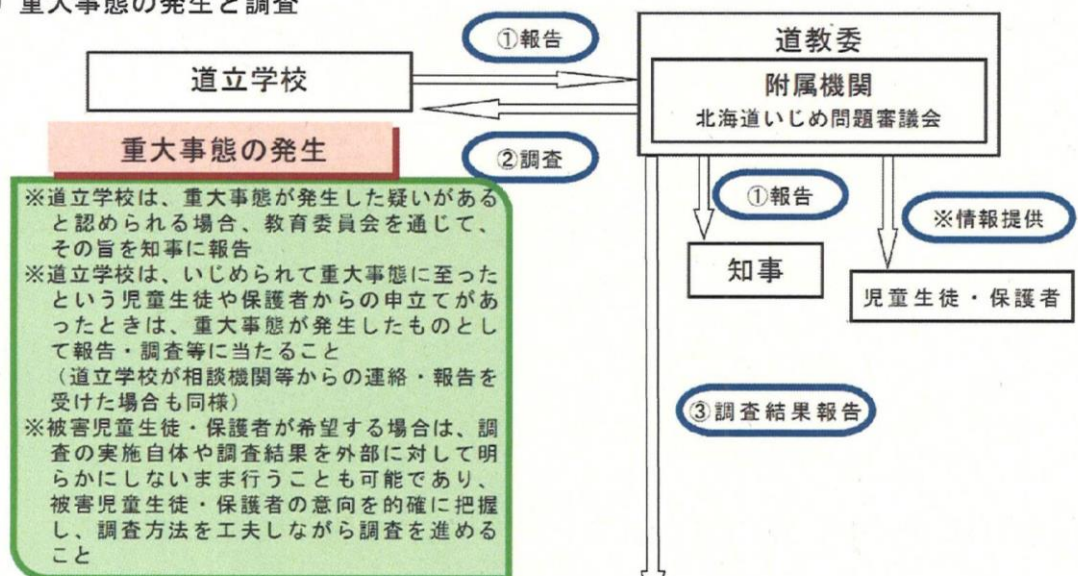
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

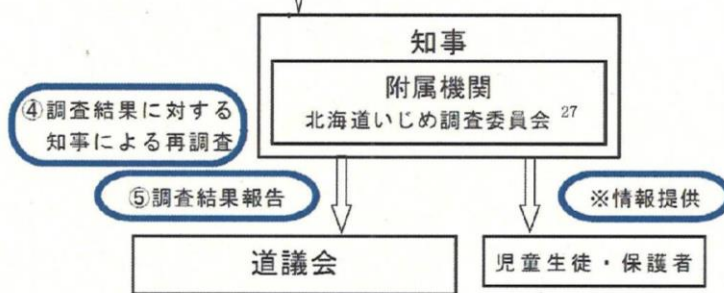
※2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態の対処【北海道いじめ防止基本方針より】

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



- 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと対応する。
- ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 道教委は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。
- 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(3) 重大事態が生じた際の本校の対応

ア 重大事態の報告

- ・ 重大事態が発生した場合、学校は速やかに石狩教育局及び北海道教育委員会に事態発生について報告をする。

イ 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 事案内容によって学校主体もしくは北海道教育委員会主体での実施とする。
- ・ 学校主体の場合は、2の（2）にある「拡大いじめ防止委員会」が中心となって調査を実施する。
- ・ 教育委員会主体の場合は、その指示に従い、調査に全面的に協力する。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為について、事実関係を可能な限り明確にする。
「いつ（いつ頃から）」
「誰から行われ」
「どのような態様であったか」
「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」
「学校・教職員がどのような対応をしたか」
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。ただしその際に情報提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。調査による事実確認とともに、いじめた生徒への適切な指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを実施し、学校生活支援や学習支援等を行う。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが困難な場合
当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は在籍児童性や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を検討する。

エ 調査結果の提供と報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適宜、適切な方法で提供する。
- 調査結果については、速やかに石狩教育局及び北海道教育委員会に報告する。

オ その他留意事項

- 重大事態が発生した場合は、児童生徒や保護者や地域に対して、不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があるため、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- 寄宿舎生については、寄宿舎の室担任は学級担任と同様とし、各組織に位置づける。

5 その他

（１） 「北海道真駒内養護学校いじめ防止基本方針」の周知

- 学校ホームページに掲載すると共に、保護者に対して年度初めの学校便りにて周知する。
- 全体懇談会にて、いじめ早期発見のための調査結果と合わせて説明を行う。

（２） 「北海道真駒内養護学校いじめ防止基本方針」の点検、見直し

- 年１回、年度当初のいじめ防止委員会にて点検、見直しを行う。
- 学校評価で保護者からの意見があった際は、速やかにいじめ防止委員会を開催し、改善、見直しを行う。
- コミュニティスクールにて地域の方からの意見があった際は、速やかにいじめ防止委員会を開催し、改善、見直しを行う。